

豊中市教育委員会事務局旧庄内文化センター駐車場運営事業者募集要項

本市では、「歳入確保に係る基本方針」を掲げ、その中で行政財産の目的外使用や貸付を積極的に行い、歳入の確保を図ることとしています。

豊中市教育委員会事務局においてもこの基本方針を受け、所管している次の施設が新たに活用されるまでの間、暫定的にその駐車場を不特定多数の一時的駐車需要に対応する駐車場の用途に供することにしたので、その使用事業者を募集します。

1 公募物件の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び豊中市財産条例（昭和39年条例第9号）の規定に基づき、次の物件の行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」といいます。）を行います。

事業内容は別添「豊中市教育委員会事務局旧庄内文化センター駐車場運営に関する仕様書」のとおりとします。

物件名称	所在地 (住居表示)	使用面積 及び部分	最低使用料 (年額)	使用許可 開始日
旧庄内文化センター 駐車場	豊中市三和町 3丁目2番1号	319m ²	2,315,940円	令和8年(2026年) 9月1日 (予定)

2 応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人等に限り応募することができます。

- ① 最近2年間において、継続して駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- ② 最近2年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- ④ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- ⑦ 応募申込書の提出日において、豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- ⑨ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと

- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑫ 本募集要項及び別添「豊中市教育委員会事務局旧庄内文化センター駐車場運営に関する仕様書」の内容を遵守できること。

3 応募申込手続

(1) 応募申込の受付日時

令和8年（2026年）6月24日（水）～令和8年（2026年）7月24日（金）17時00分まで

(2) 応募申込先

豊中市教育委員会事務局社会教育課文化財保護係（第一庁舎6階）

TEL: 06-6858-2581

e-mail: bunkazai@city.toyonaka.osaka.jp

(3) 応募申込に必要な書類 *各1部用意してください

- ① 応募申込書（本市所定様式（様式1））
 - ② 応募に係る誓約書（本市所定様式（様式2））
 - ③ 価格提案書（本市所定様式（様式3））
 - ④ 印鑑証明書の写し
 - ⑤ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
 - ⑥ 直近1年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出してください。）
 - ⑦ 直近1年度分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
 - ⑧ 定款又は寄付行為（直近のものとしします。）
 - ⑨ 事業者の概要（ホームページ等の抜粋可）
 - ア 会社概要（事業種目、事業所、所在地及び従業員数、駐車場箇所数等）
 - イ 最近1年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績
- ※ ④・⑤・⑥・⑦については、発行後3ヶ月以内に限り可。写し可。
※ 書類のスキャンを行う場合には鮮明に読み取れることを確認してください。

(4) 応募申込みの手続き

受付期間内に、本市電子申込システムにて提出してください。

*持参ならびに郵送、電話、FAX、メールによる受付は行いません。

【電子申込システムURL】

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11803

申込完了後、必ず電話にて到着確認を行ってください。

電子申込システムに添付できるファイル容量は合計で100MBです。

やむを得ず電子申込システムでの応募ができない場合には相談の上その他の方法での提出も可能とします。

4 質疑書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)7月1日(水)15時00分 必着
- (2) 提出方法 電子メールに本市所定様式(様式4)を添付して応募申込先へ提出してください。
*持参ならびに郵送、電話、FAXによる受付は行いません。
電子メールの送信後、必ず電話にて到着確認を行ってください。
- (3) 提出先 bunkazai@city.toyonaka.osaka.jp
- (4) 回答方法 質疑内容を整理したうえで、令和8年(2026年)7月8日(水)(予定)に市ホームページにすべての質疑と回答を掲載します。

5 現地確認について

公募対象物件及びその周辺を応募前に必ず確認してください。その際、市の職員の立会い等を行いませんので、各事業者により実施してください。

なお、現地確認の際は深夜及び早朝時間帯を避けるなど、近隣住民等の迷惑にならないよう配慮してください。

6 事業予定者の選定

- (1) 応募書類の審査
提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業予定者の選定対象とします。
- (2) 価格提案の審査
公募物件に対し、本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ提案価格について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、事業予定者とします。なお、提案価格について最高の金額に応募が2人以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 事業予定者の通知等
事業予定者の決定は、令和8年(2026年)7月31日(金)の予定とし、電子メールにて結果を通知します。
その決定後、本市ホームページに決定金額及び事業予定者の法人・個人の区分、名称を掲載します。また、事業者決定の公表の際、全ての提案事業者と提案金額一覧を公表しますのでご了承ください。
事業予定者は、目的外使用許可の申込み手続きを行い、本市から使用許可を受けて正式に運営事業者となります。

7 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。

- ② 応募者の記名がないもの。
- ③ 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- ④ 応募者が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。
- ⑤ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑧ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

8 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、事業予定者決定後、豊中市物品等入札参加資格の認定を受けた上で細部についての協議を行い、行政財産使用許可申請を行っていただきます。（今年度の許可条件は下記のとおり）当該申請に対し許可条件を付した上で、行政財産の使用を許可します。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

許可条件

第1条 既納の使用料は豊中市教育委員会事務局（以下「事務局」といいます。）が特に必要と認める場合を除き、還付しません。

第2条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用物件を使用しなければなりません。

第3条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければなりません。

第4条 使用物件は、事務局が指定する用途以外に使用することはできません。

2 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければなりません。

第5条 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

第6条 使用者は、この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、使用者の負担において賠償しなければならないものとします。

第7条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 事務局において、使用を許可した物件を必要とするとき。

第8条 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、豊中市教育長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還

しなければなりません。ただし、特に市教育長が承認したときは、使用を許可した物件を原状に回復する必要はありません。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、事務局は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができるものとします。

第9条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、前条の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならないものとします。

第10条 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、事務局は、その損失を補償しません。

第11条 使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用については、事務局に請求することができません。

第12条 事務局は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができるものとします。

第13条 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理しなければなりません。

第14条 使用物件の使用にあたっては、利用者の利用に支障のないようにしなければなりません。

第15条 条件に関して疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、事務局の決定するところによるものとします

9 事業予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業予定者としての決定を取り消します。なお、事業予定者としての決定が取り消された場合、次点の金額で応募申し込みを行った者を事業予定者とします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 事業予定者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 事業予定者が豊中市物品等入札参加資格の認定を受けられなかった場合。
- ④ その他事業予定者が使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

10 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業予定者の負担とします。
- ② 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③ 現駐車場運営に関する売上や利用実績等は当市で把握しておりません。

11 募集に関する問い合わせ先

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号（第一庁舎6階）

豊中市教育委員会事務局社会教育課文化財保護係

電話：（06）6858-2581

E-mail：bunkazai@city.toyonaka.osaka.jp